

新型コロナウイルス感染症の影響により生じた失業者等の優先的な募集について（概要）

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動を縮小、廃止等をせざるを得なくなった事業者等から雇止めを受けて失業状態にある方及び採用内定の取り消しを受けた方（以下、「失業者等」という。）の生活基盤等について、本市においても支援していくため、本日以降、当面の間、本市が行う臨時・非常勤職員の募集について、可能な限り、失業者等を優先して募集することとする。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、職を失った方又は採用の内定を取り消された方。（廃業された方、採用時に失業状態になることが確認できる方も含む。）

3 優先的な募集を行う職

本市が公共職業安定所を通じて行う臨時的任用職員及び会計年度任用職員の募集のうち、応募に特別の資格や経験等を要さず、かつ、採用に急を要さないもの。

4 実施方法

上記3に該当する職の求人時に、求人票に次のとおり記載するとともに、選考（面接）時に失業等の経緯を確認する。

1. 応募は、新型コロナウイルス感染症の影響により、職を失った方又は採用の内定を取り消された方に限ります。
（廃業された方、採用時に失業状態になることが確認できる方も含みます。）
2. 選考（面接）時に、失業状態であることを証明する資料（離職票、雇用保険受給資格者証等）の写し、又は、内定が取り消されたことが分かる資料（内定取消の通知文等）の写しを持参してください。（提出できない場合には、面接時にその事情を申し出てください。）
3. 面接時に、失業又は内定取消の経緯を確認させていただきます。

※ 一定期間（目安：1週間程度）求人を掲示しても応募者がいない場合や、全ての応募者について選考を行った結果として合格となる者がいないと判断した場合には、別途、上記要件を外して通常どおり求人を行う。

5 備考

本件取扱については、京都労働局に事前確認、調整済である。